

□ 租税、公課、寄附金等の状況

昭和二二年度の村税七二八、〇〇〇圓、縣税三三四、〇〇〇圓、國税二、〇〇〇、〇〇〇圓見當である。

昭和二二年六月當村に起つた水害の復舊費として國庫補助二、四三四、〇〇〇圓、村内寄附金二、三三〇、〇〇〇圓が追加豫算として村會で組まれていたが、國庫補助が實現しないために本格的工事の繰延べとなり、村内寄附金の徴収も大部分實施に至っていないが、今後の懸案となつてゐる。

新制中學の費用は、青年學校々舎の流用に依り現在問題となつてゐない。

國税については、二二年度所得税の更正決定額が豫想以上に過大のために相當の不安をまき起しつゝある。が、一部を除いて大體納入されつゝある模様である。

□ 農地改革に依る土地代金の動向

當村は農地委員會の内部事情のため昭和二二年十二月に漸く最初の買收計畫を決定した位で非常におくれてゐるが、第三次迄の買收分田畑合計約六七町歩對價三五萬圓は未交付である。買受申込における支拂方法も申込小作人四二〇名のうち二〇名が分割拂希望となつてゐる程度である。

(二二・三・二五) (熊本縣駐在研究員)

山形縣最上郡金山町に於ける調査

調査期日 二十二年十月下旬

岸 英 次

一、資金導入の経路

本町に對する資金の導入は主として左の如き生産物乃至活動を通じてなされてゐる。(①②…等は資金の量的順位を示す。)

① 木材販賣收入…主として地主(在村)、上層富裕農家を
…農家及び地主

② 米
…炭、主として兼業農家、少數の専業製炭業者

③ 木
…製材活動、數ヶ所の製材工場

④ 製材活動

⑤ その他商人(家畜商、魚商、職人、運搬業者)の活動
以下かくて導入せられた農村資金が如何に蓄積せられ、それが農業再生産活動と如何に關係するかを、與えられた調査項目に則して觀察することにする。

なお本町の金融機關としては農業會信用部、庄内銀行支店、郵便局(貸付は殆どなし)の三機關が存する。

二、調査事項

(1) 貯蓄方法の動向

(a) 農民

○供出米、木炭代金、源泉的に一應農業會に強制貯蓄
○園米收入

○家畜販賣代金、主として販賣（成熟家畜）と購入（若家畜）との差益代金、牛馬の場合多く四、五千圓

○その他農産收入、蔬菜等自給を主とする關係上、重要性少い。

○上層農家の山林收入

●殆ど預金されず、されずとしても一時的腰掛貯金に過ぎない場合多し。大部分は早晚現物化（家財道具の補修、衣料、を最も大きい内容とする生活資料に）、その他大農民、家畜等の生産手段に向けられる。せられ、残餘は（平均一千圓〜二千圓位）現金として退職せられる。個人貸付と無し。

(b) 地主

○小作米、一應農業會に強制貯蓄。

○山林收入、銀行貯蓄相當多く行われる。但し中小地主層では直に現物化せられ生活費に振り向けられる傾向が大である。若干の個人貸付も見られる。

(c) その他商業者、工業者（製材）職人の收入

●現在、インフレ激化に伴い、原料、商品の仕入れ等に追われる傾向大である。但し餘裕あるものは個人貸付を行うもの若干あり。

以上貯蓄方法を概観したが、金融機關を通じ、農民の資金

農村資本蓄積實態調査

蓄積状況をうかがうに、七月中旬現在にて農業會一戸平均約一千圓の残高、銀行一戸平均二、三百圓の残高を示す。手持現金は上層農家を含めた平均が約一、二千圓を越えぬというの、一般の觀察である。なお農家には封鎖預金を有するもの殆ど皆無となつた。

現物化保存の傾向も本年四（五）月以降現物の缺乏に伴い困難となり、一般に事業者地主等は夫々事業資金（主として製材關係）に追われ、農民の場合は現物化といつても終局の費消を意味する場合が殆どである。

なお個人貸付は金融事情の逼迫に伴い減少の傾向にあるが、特殊の職人、運搬業者、小賣商人等が食糧と關連して農民の家畜導入、耕地復舊整理等に對し個人貸付を行う例が可なり散見せられる。

(2) 資金活動の實態

●農村資金の蓄積状況は前に概観したが、

(i) 商工的資金の存在する所は、主として銀行の個人手持現金の兩者となる。特に銀行はその預金の大部分を地主（木材販賣代金）、その他非農家に仰ぐ。地主層（特に山林所有者）は元來製材業に密接に關係するので、之等は農業的資金というよりむしろ商工的資本に準すべきものである。

●銀行は現在農業方面に對し貸付を行うこと至つて少い（耕地關係の案件のみ）。即ち銀行を通じ商工的資金の農業

方面に對する投資は見られぬといつてよい。

但し最近相當散見するものとして個人手持の商工（職人を含む）資金が個人貸付の形で農業に投ぜられることは既に述べた。

(四) なお地主層の山林所得は商工的資金に準すべきものといつたが、見様では（特に中小地主層に於いては）農業的資金の色彩も亦有するものと考えられる。この意味での農業的資金の商工資金（特に製材、木工關係）に對する投資が可なり行われている。最近一、二の比較的大規模な製材工場の増資に伴い、中小地主層の資金が可なり投ぜられたのがみられる。

(五) なお農業的資金の主たる存在場所は農業倉（米、炭の殆ど凡ての販賣代金）であるが、此所では殆ど農業以外への投資は行わない（最高三月頃は六―七百萬圓の貯蓄を有する）。その他既に見た如き若干の手持現金、銀行預金等である。

(六) 農業資金の需要状況を先ず個々農家に就いてみるに「農村必需物資供給の實態調査（本誌創刊號）」に既にうかがわれた如く、農村インフレに伴う生活費、經營費の膨脹は絶えず手持資金を先ず生活の充足に費消せしめ、經營費の最少必要量の充足で既に収入の大部分を食い潰している状況であつた。若干の手持現金、僅の銀行預金等は不時の用に備えるいわば準備資金であり、主として必要を充つ經費は

主たる收入（農業會預金）に仰いでいる。四、五月以降の急速な農業會預金残高の減少（あらゆる制限にかゝらず）は之を物語つている（各月七十萬圓の拂戻し）。

前記「必需物資供給の實態調査」にみる如く、農業資金の需要は充つて未だ／＼膨大なものであるが、目下のところ之を充つべき主要なる機關農業會の貸付能力は、資金の潤滑（農民の貯金拂戻による減少）、上級信用機關よりする資金流下の著しい不圓滑（制限）のため著しく信用の造成能力を失いつつある（毎月七十萬圓の農民生活資金の拂戻して手一杯である）。

貯金高（七月廿日現在） 貸付金（六月卅日現在）

三、二四一、二七一圓 四四六、〇〇〇圓

即ち一戸平均約四百圓の貸付にしかすぎない。

ここに大農具（モーター類）、大家畜等についての所謂物交（贈）或は個人貸付の問題が生ずる譯である。最近、和牛二歳牛三〇頭（一頭約一萬三千圓）、種牛四〇頭（一頭約五千圓）導入の計畫があつたがいずれも農業會資金の缺乏、農家手持現金の不足から僅か夫々數頭の導入しか成功しなかつた。四四萬圓の農業會の貸付も殆ど三分の二が各種補助金、助成金を擔保とした耕地關係への貸付である。農業資金の需要が甚しく大なるに拘らず資金源が著しく貧弱であり、又その傾向の益々大なることが昨今の状況であらう。

(3) 農村に於ける各種資産の現況

一昨年来今年春にかけて顯著にみられたものは――

(イ) 家屋修理、建増、規模の大小はあるが相當廣範囲にわたる傾向であつた。半分現物拂い(米)が多く、二、三日の小修理の場合は全額米の支拂いが通例である。

(ロ) 荷馬車の修理、新造、全額米又は半額現金の場合が多い。

(ハ) モーター、トラクタスその他作業機(主に脱穀調整機)――農業會等よりの正式ルートに依らざるもの多く、いずれも現物支拂い又は間接販賣代金に依る。

以上三種の固定的資本への投資が農村インフレの激化に伴い、いやしくも餘裕ある農家が多かれ少かれ試みて來てゐる。その他の堆肥場、溜、サイロ等比較的不備にして必要なものがあるけれども、一つは資材上の理由から殆どこの方面には手をつけていない。

農民以外の投資は前記非農家よりの個人借り等に止り、多く自己資金にたより金融機關等の援助は少い。

(ニ) 災害復舊――臨時中及び以後の主として洪水による潰廢耕地の復舊が、前記諸資本を充足してなお餘裕ある場合に漸次試みられて來た。多少の助成金あるも多くは自己資金に依り現物支拂いを併用するものが多い。但し、最近賃労働者層(兼農も含む)の生活資金の急迫に伴い現金支拂いを要求する傾向も強い。この方面には農業會の貸付が可なり行われている。なお最近の大洪水に伴う災害復舊については未だ殆ど手を下すに至つておらぬ。

り行われている。なお最近の大洪水に伴う災害復舊については未だ殆ど手を下すに至つておらぬ。

暗渠排水、耕地整理、供米を通じ多少とも餘裕を得るため、又自作農創設による剩餘等により可なりこの方面への投資が盛んである。助成金を主たる現金支拂いの基とし(助成金を引當に農業會より借入れの場合多し)、不足は主として現物(米)に依る慣いである。

(4) 金利其の他農村金融上の諸傾向

(イ) 金 利

一般に騰つてゐるが、金融機關の場合、統制に依り可なり低く押えられてゐる。最近の例では銀行(日歩二銭―三銭)、農業會(二銭―二銭五厘)、個人(五銭以上)。

(ロ) 抵 當

土地を抵當とするを得ざるため、家屋、家畜等以外有力なものがない。實際は個人貸借の場合とは別とし、農業會の場合は保証人の制を主とし助成金の引當で以外は抵當についてはやかましくない。なお銀行等は農民に家屋等の抵當を引當てとして貸付を行うことは殆どしない。

(ハ) 賃 貸

殆ど一般に行われていない。

(ニ) 一般に一昨年来の農村インフレの進行に伴い舊來の諸負債は殆ど整理せられてゐる。現在農家は消費生活それ自身のため負債をすることは殆どない。

(5) 農村負擔の現況

一般に諸負擔の金額は著しく大きくなつてゐるが、(例えば最も大なるものの町民税は戦時中に比して約三位)、イシマレの割合に比すれば實質的には寧ろ輕くなつてゐるといへよう。注目すべきものは、所謂新圓所得(關所得)に對する課税と公然たる所得(例えば俸米)への課税が著しく不均衡を示し、これが農家、非農家間の又は農家中比較的閑を行ふものと行わざるものとの間に相當の不公平をもたらしつてゐるようである。公課中、町民税、農業會費、農會費、等の割合が最も大であり、最近家畜、荷車等に對する公課が定められる傾がある。

寄附としては六、三制に伴う新制中學校の建設、小學校増築の費用約二百萬圓が一般町民に求められてゐる。上層自作農五〇〇圓、下層農一〇〇—五〇圓の割合がなされてゐる。

賦役について最近注目すべきは、大洪水に伴う堤防、水路等の災害復舊の見通しがはかばかしくないため、又應急の對策を必要とするため相當の勞働力が奉仕として用いられるということがある。

(6) 各種交付金の末端に於ける實狀(交付金・補助金、貸付金)

農業保險等をのぞく外は交付金は順調に交付せられてゐる。但し、いずれも交付對象の完成後に交付せられる傾しであるため、資金難におちいるものなしとしない(特に耕地開作)。又耕地特に開墾關係に於いて事業の査定はかなりルーズ

に行われ、事實以上に助成金を受ける傾向がある。なお助成金の三%が寄附金として手數料的に役場及び農業會に差引かれる。

(7) 農地改革による土地代金の動向

地主の賣却代金の利用狀況については、當地大・中地主の大部分はその小作地の殆ど全部を財産税の物納に供してゐる。農地改革施行前の若干の賣却代金は、殆ど生活資金に用いられたと謂つてよいであらう(當時一反歩約千圓)。

自作小作農の資金調達方法の大部分は所謂關米、收入、又は思わざる家畜値上り收入等に依るもので、負債によつてまで土地を購入するものは殆どなかつたといつてよい。

(山形縣駐在研究員)